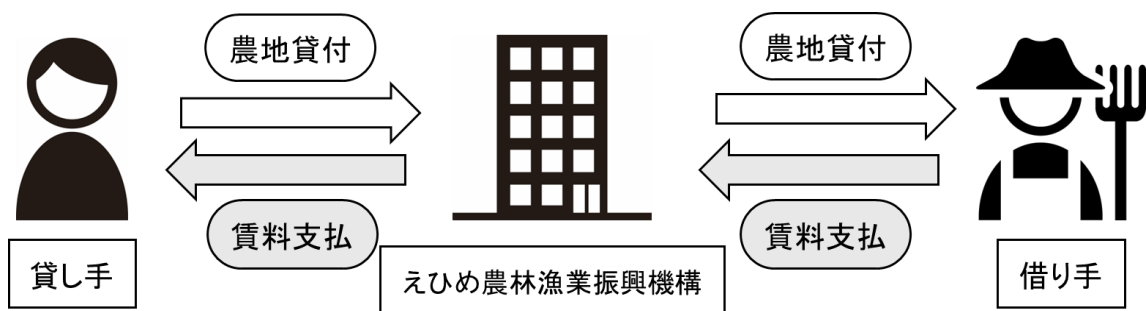


中間管理事業による利用権設定 記入の手引き

農地中間管理機構（えひめ農林漁業振興機構）が間に入ることで、農地法の許可を受けずに農地の貸借ができます。希望される場合は、申請書類を農業委員会まで提出してください。



注意事項

- 契約の相手方は農地中間管理機構になります。
 - ・地主から一度機構に貸し付けて、機構から耕作者に貸し付ける流れになります。
- 申請から成立までの期間は3ヶ月程度です。
- 契約期間は5年以上からになります。（5年未満は申請できません）**
- 賃貸借契約の場合、賃料は農地中間管理機構経由で支払われます。
 - ・申請後、機構から口座情報等について確認があります。
 - ・物納の場合は、別途合意書の添付が必要です。

借賃の支払時期

○金納の場合

設定月 (始期)	機構から貸し手への振り込み	借り手から機構への引落し
4月～9月	毎年2月26日に振り込み (休日の場合は前営業日)	毎年2月16日に引落し (休日の場合は翌営業日)
10月～翌 年3月	毎年8月26日に振り込み (休日の場合は前営業日)	毎年8月16日に引落し (休日の場合は翌営業日)

○物納の場合

- ・貸し手・借り手の双方での協議

(裏面に続く)

申請について

○記入例をご確認のうえ、下記の書類を事務局にご提出ください。

○毎月5日が締切です。**設定したい月の3カ月前の締切日までに提出ください。**

申請書類	
すべての申請に必要な書類	○農用地利用集積等促進計画・・・1枚 ○農用地利用集積等促進計画により賃借権の設定等又は所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等・・・1枚 ○農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等・・・1枚
物納の場合に必要な書類	○物納による賃料等譲渡合意書・・・ <u>2枚</u> ○物納による賃料等譲渡承諾書・・・1枚
名義人が亡くなっている場合に 必要な書類	○共有財産に係る代表者届出書・・・1枚 ○委任状・・・代表者以外の相続人の数

※様式は西予市ホームページにも掲載していますので、ご活用ください。

(URL) <https://www.city.seiyo.ehime.jp/kakuka/nouin/nouti/16222.html>

(QRコード)



○問い合わせ先

西予市農業委員会事務局

TEL: 0894-62-6417

E-mail: nouin-jimu@city.seiyo.ehime.jp